諮問庁:原子力規制委員会委員長

諮問日:平成29年4月17日(平成29年(行情)諮問第142号)

答申日:平成30年7月12日(平成30年度(行情)答申第172号)

事件名:原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会に関連して原子力安全委

員会と原子力安全・保安院が打合せのために作成した資料等の不開

示決定(不存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会に関連して、原子力安全委員会と原子力安全・保安院が打合せのための作成した資料、保持している資料全て。行政文書ファイル管理簿「原子力安全基準専門部会 耐震指針検討分科会 関係資料 保安院との打ち合わせ」(H14.4~H15.12)(H15.7~H16.2)(H15.9~H16.9)(H16.2~H16.6)(H16.1~)の計5件に含まれているもの、すでにウェブで公開しているものを除く。」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月21日付け原規発第1612213号により原子力規制委員会委員長(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原規技発第1609124号,同1611154号で,既に平成14年から平成16年までの期間の類似した内容の行政文書は1600ページ以上も公開されているにもかかわらず,それ以降(平成16年から耐震指針が改訂された平成18年まで)の新しい文書を全く保有していないのは不自然である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

(1)審査請求人は、平成28年11月21日付けで、法3条の規定に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行い、処分庁は平成28年11月22日付けでこれを受理した。

- (2)本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書について、取得しておらず、保有していないため、法9条2項の規定に基づき、原処分を行った。
- (3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法2条の規定に基づき、 平成29年1月16日付けで、原処分の取消しを求める審査請求(以下 「本件審査請求」という。)を行った。
- (4)本件審査請求を受け、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求については理由がないと認められたため、本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。
- 2 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件対象文書を全く保有していないのは不自然であるとして、本件対象文書の不存在を理由とする原処分は誤った処分である旨主張しているため、以下、検討する。

開示請求書を基に、処分庁は本件対象文書として、旧原子力安全委員会(以下「旧委員会」という。)原子力安全基準専門部会に設置されていた耐震指針検討分科会(以下「分科会」という。)に関連して、旧委員会及び旧原子力安全・保安院(以下「旧保安院」という。)が打合せのために作成した資料のうち、行政文書ファイル「原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会関係資料 H14.4~H15.12 保安院との打ち合わせ」、「原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会関係資料 H15.7~H16.2 保安院との打ち合わせ」、「原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会関係資料 H15.9~H16.9 保安院との打ち合わせ」、「原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会関係資料 H16.9 保安院との打ち合わせ」,「原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会関係資料 H16.1~ 保安院との打ち合わせ」(以下、併せて「別件行政文書ファイル」という。)に含まれる資料並びに旧委員会のウェブサイトで公開されている資料を除くものを請求されているものと判断した。

分科会は、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針等について最新 知見等を反映し、より適切な指針とするために必要な調査審議を行うこと を目的として設置されたものである。

分科会において最新知見等の反映の必要性を検討するに当たり、主要論点の整理を行うため、旧委員会事務局が旧保安院と打合せを行い、その打合せ結果を取りまとめた資料が「指針改訂に関する主要論点等について(案)」として、第12回分科会(平成16年10月26日)に報告された。

それ以降の議論は、取りまとめた資料に基づき、分科会の場で行われた

ため、旧委員会事務局と旧保安院の間で打合せは行われておらず、これに 関する資料は作成していない。

なお、旧委員会及び旧保安院が保有していた行政文書は、原子力規制委員会に移管されていることから、念のため、書庫等を捜索し、本件対象文書に該当する文書の有無を確認した。これに当たっては、分科会に関連して旧委員会及び旧保安院が作成した行政文書で、分類名から判断して本件対象文書とは関係性が薄いと考えられるものについても、広く探索を行ったものの、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

したがって、本件対象文書について、処分庁は、取得しておらず、保有 していないため、法9条2項の規定に基づき、不開示とした原処分の判断 は、妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

- ① 平成29年4月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成30年6月19日 審議
- ④ 同年7月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、分科会に関連して旧委員会と旧保安院が打合せのため に作成又は取得した文書の全て(別件行政文書ファイルに編てつされてい るもの及びウェブサイトで公開されているものを除く。)である。

審査請求人は、本件審査請求書において「原規技発第1609124号、同1611154号で、既に平成14年から平成16年までの期間の類似した内容の行政文書は1600ページ以上も公開されているにもかかわらず、それ以降(平成16年から耐震指針が改訂された平成18年まで)の新しい文書を全く保有していないのは不自然である。」と主張していることから、本件対象文書のうち「平成16年から耐震指針が改訂された平成18年まで」に作成・取得された文書が存在するはずであるとして、これを開示するよう改めて求めているものと解される。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を 妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討 する

2 本件対象文書の保有の有無について

(1)本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問 庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 分科会について

- (ア)分科会は、「耐震安全性に係る安全審査指針類について(指示)」(平成13年6月25日付け13安委第175号)において、旧委員会の「原子力安全基準専門部会」(平成16年4月1日に「原子力安全基準・指針専門部会」へ名称等変更)が検討するよう指示された事項のうち、「発電用原子炉施設の耐震設計審査指針」(昭和56年7月20日決定)及び「原子力発電所の地質、地盤に関する安全審査の手引き」(昭和53年8月23日決定)について、最新知見等を反映し、より適切な指針とするために必要な調査審議を行うことを目的として、「耐震指針検討分科会の設置について」(平成13年7月3日原子力安全基準専門部会)に基づき設置された(平成20年5月28日廃止)。
- (イ)分科会は、上記「耐震指針検討分科会の設置について」において (i)指針へ反映すべき最新知見の抽出・整理及び(ii)検討の結果、必要に応じて、新指針の作成について調査審議を行うこととされており、これに当たって、第3回分科会において、基本ワーキンググループ、施設ワーキンググループ及び地震・地震動ワーキンググループ(以下、併せて「各ワーキンググループ」という。)の3つのワーキンググループの設置を、第4回分科会において、各ワーキンググループが検討する事項を決定した。
- (ウ) 各ワーキンググループは、第5回ないし第11回の分科会が行われていた期間と同じ時期にそれぞれ開催されており、各ワーキンググループの調査審議の結果は、逐一分科会に報告されていた。
- (エ)第5回ないし第11回の分科会においては、各ワーキンググループが検討した事項等を基に、主としてその後の分科会において検討すべき論点等について調査審議を行い、第12回分科会においては、旧委員会事務局がそれまでの分科会及び各ワーキンググループの審議の内容等に基づき作成した「指針改訂に関する主要論点等について(案)」が報告された。

イ 本件対象文書の保有の有無について

- (ア)本件開示請求については、旧委員会事務局及び旧保安院が分科会に関連して行った打合せのために作成・取得した資料のうち、別件 行政文書ファイルに含まれている文書及びウェブサイトに公表され ている文書を除く資料の開示を請求するものと解した。
- (イ)旧委員会事務局と旧保安院との間で行った打合せのうち,分科会 に係る議論についての事前のやり取りについては、上記第3の2に

記載のとおり、第12回分科会において「指針改訂に関する主要論点等について(案)」が報告された後は、当該指針に係る実質的な議論は全て分科会の場において行われたため、かかるやり取りは行っておらず、それに関する資料は作成も取得もしていない。

- (ウ) また、本件請求文言にいう「打合せ」に該当するものとしては、 上記(イ)にいう、分科会に係る議論についての事前のやり取り以 外にも、例えば、分科会に係る日程調整に関するやり取りなどが旧 委員会事務局と旧保安院との間で行われた可能性があることから、 こうしたやり取り等に関する文書も探索したが、これに該当する文 書の存在は確認できなかった。よって、上記(イ)の事情も踏まえ、 本件対象文書は保有していないとして、不開示とした。
- (エ)本件審査請求を受け、本件対象文書に該当する文書の探索を改めて行った。探索に当たっては、旧委員会及び旧保安院から原子力規制委員会に移管された行政文書ファイルに係る行政文書ファイル管理簿を参照し、①旧委員会及び旧保安院において分科会への対応を行っていた課室が作成・取得した行政文書ファイルを抽出し、②①で抽出したものから、審査請求人の主張する平成16年から平成18年までの期間及びその前後の期間に作成・取得した行政文書ファイルをさらに抽出し、③②の抽出結果から、分類名等に鑑み、本件開示請求とは明らかに関係性が薄いと考えられるものを除いた上で、④③の作業でも除かれなかった行政文書ファイルに編てつされている行政文書の内容を全て確認したが、上記(イ)及び(ウ)に該当する文書は、いずれもその存在を確認することはできなかった。
- (2)本件対象文書の保有の有無に関する上記(1)の諮問庁の説明は不自然,不合理とはいえず,また,諮問庁が上記(1)イ(エ)で説明する文書探索の方法及び範囲が不十分であるとはいえず,本件対象文書の存在は確認できなかった旨の上記(1)の諮問庁の説明は否定し難いことから,原子力規制委員会において,本件対象文書を保有しているとは認められない。
- 3 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、原子力規制委員会において本件対象文書を保 有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久